

会議の公開に関する指針

昭和60年11月26日 大阪府知事決定

平成 8 年10月 1 日 一部改正

平成12年 6月 1 日 一部改正

平成24年11月 1 日 一部改正

令和 4 年 3 月30日 一部改正

この指針は、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号）第 3 3 条の規定に基づき、審議会等の「会議の公開」に関し、その在り方を示したものである。

1．目 的

審議会等の会議を公開することにより、その審議状況を府民に明らかにし、審議会等のより公正な運営の確保に資するとともに、府民参加による府政の推進に寄与することを目的とする。

2．対 象

この指針の対象とする審議会等は、府民、学識経験者等で構成され、法令又は条例の定めるところにより、府の事務について審議、審査、調査等を行なうために知事の下に設置された機関（以下「審議会」という。）とする。

3．会議の公開の基準

審議会の会議は、原則として公開するものとする。

ただし、審議会の会議が次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 会議において大阪府情報公開条例第 8 条又は第 9 条の規定に該当する情報に関し審議する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合

4．公開・非公開の決定

審議会の会議の公開・非公開の決定は、審議会の会長が当該会議に諮って行うものとする。

5．公開の方法等

- (1) 会議の公開は、次に掲げる方法のいずれか又は全てにより行うものとする。

ア 会場に一定の傍聴席を設けること。

イ インターネットの利用等により、会議の映像及び音声を同時に視聴できる機会を付与すること。

- (2) 審議会の会長は、会議を円滑に運営するため会場等の秩序維持に努めるとともに、報道機関の取材活動について十分配慮するものとする。

6．会議開催の周知

- (1) 公開で行う会議の開催の周知は、インターネットの利用等により、会議日の確定後直ちに行うものとする。
- (2) 会議開催の周知に当たっては、会議の開催日時及び場所、議題、傍聴者の定員、傍聴手続を明記するものとする。

7．その他

会議の経過、結果について、会議終了後できるだけ速やかに、インターネットの利用等による公表に努めるものとする。

< 参考 >

○大阪府情報公開条例（抜粋）

（会議の公開）

第三十三条 実施機関は、府民の府政への参加をより一層推進し、府政の公正な運営を確保するため、府民、学識経験のある者等で構成され、府の事務について審査、審議、調査等を行う審議会等の会議の公開に努めなければならない。